

## ・公共施設整備における官民連携指針

### 1. 基本指針

基本方針で示したとおり、公共施設の整備には、民間の知恵と力を最大限活かすことが重要である。区では「官民連携指針（H29.3 政策経営部）」を策定し、官民連携の推進を各分野において展開することを目指している。

整備（新設、改築、用途転換等）にあたっては、民間のノウハウや発想力を活用し、財政負担の軽減や、施設機能・サービスの向上を図る。

また、民間で同等の施設の運営が可能な場合は、民間での整備を誘導することとし、土地・建物を条件付で貸付する。

今後、施設整備の基本構想の前に、官民連携手法の導入可否を必ず検討することとする。

### 2. 検討手順

以下の手順に基づく検討を行うことを基本とする。



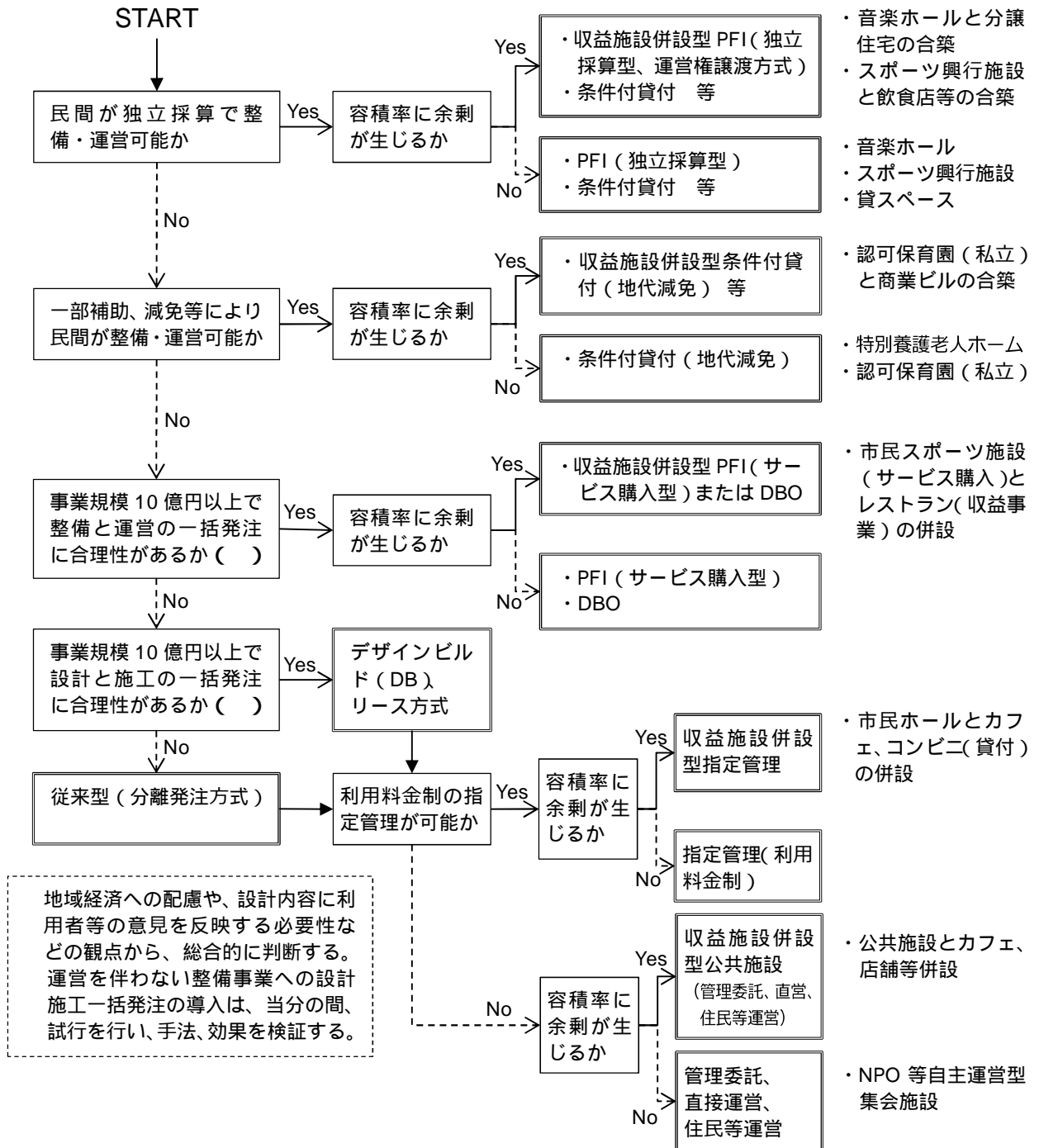
<sup>10</sup> VFM (Value For Money): 支払った代金に対する価値のこと。さまざまな整備手法を比較し、VFMが最大になる（同じ投資額で得られる価値が最大になる、同じ価値のものを発注したときに代金ももっとも安くなるなど）手法を選択する。

### 3. 手法の選択

以下の検討フロー等により、整備する施設の特性、用途、使用期間、規模、経費、VFM等を踏まえ、最も適切な手法を選択する。なお、一つの手法に絞込みが困難な場合は、複数を選択して比較する。

( 手法の詳細は資料編 p20 参照 )

( 整備例 )



### 4. 官民連携手法導入の可否判断

導入の可否は、基本的には区が直接整備、運営する従来型と、官民連携手法を導入する場合との経費総額の比較を行い、経費面でのメリットがある場合に導入することとする。まず、国が示す「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」等を活用し、簡易な検討により導入の一次判断を行う。一次判断によりメリットが期待できると判断した場合は、更に専門的な外部コンサルタントを活用することなどにより、より精度の高いVFM等の評価を行い、導入可否を判断する。

官民連携手法の導入可否については、個別の施設の整備方針を意思決定する際に、その検討結果を報告し、外部に対しても報告するものとする。